

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）を離職した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、求職の申込みを行うとともに、受給資格の決定を受けた。その際、請求人は、離職理由は「退職勧奨である」と異議を申し立てた。
- (3) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、「離職票に記載された離職理由（一身上の都合）は事実に相違ない」と回答した。請求人からは、同日、再度会社専務に直接確認してほしいとの依頼があったが、安定所長は、同月〇日、「離職票の離職理由は補正されない」旨回答した。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社専務との会話を録音した録音機器を安定所職員に聞かせ、音声を文字にした書面を提出したが、離職理由は補正されず、安定所長は、同月〇日、請求人に対し、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで基本手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (5) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、C専務による「退職宣告」を受けて離職したのであるから雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項に規定する「正当な理由」があり、本件処分は取り消されるべき旨主張し、同主張を裏付ける証拠資料として、「C専務取締役の退職宣告」と題する書面及び同書面の内容が録音されたボイスレコーダーを提出している。

(2) そこで、これらの証拠資料を精査したところ、確かに、C専務が請求人に対し、強い口調で「会社をやめて自営しろ。」といった発言をしていることが認められる。しかしながら、これらの発言には、「店長の言うことが聞けないのなら、」という留保が付いており、店舗における商品の陳列の仕方に関する注意が含まれていることも認められる。また、本件の一件記録を精査するも、平成〇年〇月〇日以外に、請求人がC専務から退職勧奨を受けた事実を客観的に裏付ける資料は見当たらない。

そうすると、同専務は、請求人に対して退職勧奨をしたというより、むしろ業務指導の過程で叱責をしたとみるのが相当であるから、当審査会としても、同専務の「退職宣告」により離職せざるを得なかったとの請求人の主張は採用できないものと判断する。

(3) 以上から、決定書理由に説示するとおり、請求人は、事業主から退職するよう勧奨を受けたとはいえないことから、法第33条第1項に規定する「正当な理由」は認められないものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。